

## 営業所技術者等の専任義務の緩和措置について

令和6年12月13日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）の専任義務の緩和を実施します。

### 1 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の要件

以下の全ての要件に該当する場合、営業所技術者等と1件の専任を要する工事現場の技術者を兼任することができます。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 「専任特例1号による専任義務の緩和措置について」の専任特例1号による監理技術者等の専任義務緩和要件(1)～(7)を満たしていること。
- (3) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### 2 手続の流れ

- (1) 落札候補者は、「配置予定技術者・現場代理人調書」に併せて、「営業所技術者等従事届出書」を提出してください。また、やむを得ず監理技術者等を変更し、営業所技術者等が監理技術者等の職務を行う場合は「現場代理人等変更届」及び「営業所技術者等従事届出書」を提出してください。
- (2) 落札決定後、速やかに厚木市ホームページより「人員の配置を示す計画書」をダウンロードし、従事中の工事及び落札決定された工事の2件について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員から提示を求められた際に御提示いただきます。

### 3 留意事項

- (1) 受注者は、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、より一層配慮してください。
- (2) 施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。

附 則

この措置は、令和7年4月1日から施行する。